

議会对応業務にかかる執行部提案への対応について
～議会運営委員会における協議結果～

1 本会議・委員会への出席者の簡素化

(1) 議案質疑のための本会議への出席者の縮小

知事・副知事・危機管理統括監と該当する部局長のみの出席としたい。

〈通常の出席説明員〉

知事、副知事、危機管理統括監、
各部局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、公安委員会委員長、警察本部長、
選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長、代表監査委員、
人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長

【協議結果】

- 常時出席：知事、副知事、危機管理統括監。
- 議案に関係する場合又は発言通告で答弁要求のある場合に出席：部長、局長、教育長、企業庁長、病院事業庁長、警察本部長、行政委員会委員長、行政委員会事務局長。

(2) 本会議の執行部連絡員の縮小

総務部財政課長と警察本部総務課長の2名に縮小したい。

〈現在の執行部連絡員〉

危機管理副統括監、戦略企画部副部長、総務部副部長2名、総務部財政課長、
教育委員会事務局副教育長、警察本部警務部総務課長 の計7名
※議運の申合せでは、9名の範囲内で在室を認めている。

【協議結果】

- 総務部財政課長と警察本部総務課長の2名に縮小することを確認。

2 本会議における発言通告提出期限の早期化

発言通告の提出期限を質問日前々日の午後5時から午後1時に変更していただきたい。

【協議結果】

- 発言通告書の提出期限を質問・質疑日の前々日（休日を除く）の午後1時に変更。

注：実施時期等について

いずれの項目も、平成30年2月定例会より実施するものとする。